

経済財政運営と改革の基本方針 2014 について

(海事局関連事項)

第 2 章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点改題

1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮

(3) 複線的なキャリア形成の実現など若者等の活躍促進

(生涯を通じて能力発揮できる人材育成、労働市場インフラ整備と人材不足への対応等)

新しい技術や産業に適応しつつ生涯を通じて能力発揮できるよう、人材育成や職業訓練の抜本的拡充、産業側・企業側ニーズに合致した質の高い職業訓練の実施、学び直し機会の拡充、ライフステージに応じたキャリア転換の支援など、自らの専門性を高める能力開発を行うことができる環境整備を進める。また、親の経済力や養育環境とは独立した形で、全ての子どもは様々な能力を伸ばす多様な機会が確保された社会とするため、子どもの貧困対策に関する大綱を策定し、官民が連携して子どもの貧困対策を推進することなどにより、格差の再生産を回避していく。

さらに、労働市場のインフラ整備を進めるとともに、医療・福祉、建設業、運輸業、造船業等の人材不足が懸念される分野における人材確保・育成対策を総合的に推進する。あわせて、雇用保険制度、求職者支援制度による重層的なセーフティネットの構築を進めるとともに、中小企業・小規模事業者への支援を図りつつ最低賃金の引上げに努める。

2. イノベーションの促進等による民需主導の成長軌道への移行に向けた経済構造の改革

(4) 資源・エネルギー

エネルギーのコスト上昇や供給不安が、新たな投資や雇用の拡大を阻害し、経済の制約となる。現在問題となっており、また、中長期的にも展望されるエネルギーコスト高への対策を早急に講じ、資源・エネルギーを安価かつ安定的に確保する。このため、省エネ投資を始めとする徹底した省エネの推進のほか、老朽火力発電所の更新時等における高効率火力発電（石炭・LNG）の活用、電力・ガスシステム改革の推進、資源外交等による供給源の多角化、石油・LPガスサプライチェーン等の維持・強化の促進等に取り組む。

原子力発電所に関しては、いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、その安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。その際、国も前面に立ち、立地自治体等関係者

の理解と協力を得るよう、取り組む。

放射性廃棄物の減容化・有害度低減のための技術開発、核不拡散の取組、高温ガス炉など安全性の高度化に貢献する技術開発の国際協力等を行うとともに、こうした分野における人材育成についても取り組む。

また、メタンハイドレート等の国産の海洋資源開発の推進等を行う。

再生可能エネルギーについては、中長期的な自立化を目指して導入を促進する。固定価格買取制度の安定的かつ適切な運用、新たに設置される広域的運営推進機関により策定される計画に基づく地域間連系線等の系統強化、戦略的な研究開発や標準化等を着実に進めるとともに、固定価格買取制度等の再生可能エネルギー源の利用の促進に関する制度に関し、最大の導入の促進と国民負担抑制を両立させる観点から総合的に検討し、必要な措置を講じる。

エネルギーミックスの将来像を、再エネの導入状況、原発再稼働の状況、地球温暖化に関する国際的議論等を見極めつつ、速やかに示す。

4. 安心・安全な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保

(4) 地球環境への貢献

世界の温室効果ガスの削減を始めとする地球環境問題の解決に向けて、「攻めの地球温暖化外交戦略」を着実に実施し、水素エネルギー技術を含む革新的環境エネルギー技術の開発、二国間オフセット・クレジット制度等による技術の普及、官民併せた途上国支援、IRENA（国際再生可能エネルギー機関）等の更なる活用等の取組を推進するとともに、COP20等に積極的にかかわる。

地球温暖化対策として、地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、それぞれの取組状況を踏まえ、「京都議定書目標達成計画」85と同等以上の取組の推進を図るとともに、再生可能エネルギーの着実な拡大及びそのために必要な基盤整備、環境ファイナンスによる民間投資促進等を通じた排出削減対策、気候変動の影響に対する適応策、森林吸収源対策等に取り組む。また、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保の新たな仕組みについて、森林整備等に係る受益と負担の関係に配意しつつ、早急に総合的な検討を進める。

循環型社会と里地里山・里海の保全等による自然共生社会の実現、日中韓の技術支援協力等の微小粒子状物質（PM2.5）対策等の安全・安心な環境等に向けた取組を推進する。